

声帯を失った人たちの社会復帰をサポートする

賛助会員へのご加入のお願い

公益社団法人銀鈴会

銀鈴会は、喉頭がん、食道がん、甲状腺がんなどの頭頸部のがんによって、声帯を含む喉頭を摘出し発声機能を失った人たちに、食道発声や電気式人工喉頭(EL)発声や気管食道瘻(シャント)発声の、試験研究とリハビリテーションを実施しています。

当会は昭和29年に創設され、昭和40年に社団法人、平成23年に公益社団法人の認可を受けました。現在まで62年間ボランティア組織として、先輩が後輩の発声を可能にするというピアサポートを続けております。

主な事業として、代用音声のための発声教室を年間100回以上開催しており、1回あたりの受講者は平均150名、研究者および指導者の配置は40名です。

また、昭和59年には、アジア地域の喉頭がん患者の救済を目指し、銀鈴会の内部組織として「喉頭摘出者団体アジア連盟」(AFLA)を創設しました。団体組織運営のあり方、発声指導員の育成などを銀鈴会が主管となって指導し、13ヶ国のボランティア組織が成立しました。

これらの活動が認められ、平成10年には国連本会議において、経済社会理事会との協議資格を有するNGOとして認定されました。

このように、喉頭摘出者の社会復帰という公益的使命を担っておりますが、公的な支援は少なく自らの努力を前提として、皆さまから会費やご寄付などのご支援をいただき発展してまいりました。

銀鈴会は以上のような活動を通じ、創立の「ひとりでも多くの人の声を取り戻す」という理念を以って今後とも努力を続けます。

なにとぞ、当会の趣旨にご理解をいただき、賛助会員としてお力添えを賜りたくお願い申し上げます。

銀鈴会賛助会員入会のご案内

1. 年会費・法人賛助会員 年会費 1口5,000円 6口以上
・個人賛助会員 年会費 1口5,000円 1口以上
▶ 期間は4月～3月の1年間です。
▶ 入会金は無料です。
2. 「入会申込書」に必要事項をご記入の上、事務局宛FAX、またはご郵送ください。
併せて年会費の払込をお願い致します。
3. 取扱金融機関
 - ・三井住友銀行 浜松町支店 普通 口座No. 6356285
 - ・三菱UFJ銀行 神楽坂支店 普通 口座No. 4214213
 - ・みずほ銀行 新橋中央支店 普通 口座No. 2142699
 - ・ゆうちょ銀行 008(ゼンロハチ)店 普通 口座No. 0002810
 - ・郵便局振替払込みの場合は 口座番号 00160-1-35906※ 口座名 公益社団法人 銀鈴会 会長 渡邊 操
4. 連絡先 〒105-0004 東京都港区新橋5-7-13 ビュロー新橋901
TEL : 03-3436-1820 FAX : 03-3436-3497
5. 当法人は特定公益増進法人として認可（内閣府所管）されているため、寄付金については税制上の優遇措置の対象となります。

賛助会費の領収書は確定申告まで大切に保管してください。確定申告において寄附金控除（所得控除）の適用を受けるか、寄附金等特別控除（税額控除）の適用を受けるか、有利な方を選択することができます。詳しくは国税庁のウェブサイト「[特定公益増進法人に対する寄付金](#)」をご覧ください。

※ご参考【個人の場合】

- ① 所得控除制度・税額控除制度のいずれかの方法で、寄付金控除が受けられます。

最寄りの税務署等にご相談の上、ご自身に有利な方を選択してください。

▶ 所得控除 寄付金合計^{*}-2000円=寄付金控除額

▶ 税額控除 (寄付金合計^{*}-2000円)×40%=寄付金特別税額控除額^{**}

^{*}寄付金額は年間所得額の40%が限度 ^{**}寄付金特別税額控除額は所得税の25%が限度

- ② 個人住民税の税額控除対象となる場合があります。

地域によって異なりますので、お住まいの地域の自治体にお問い合わせください。

※ご参考【法人の場合】

一般の寄附金に係る損益算入限度額とは別に、賛助会費・寄附金について別枠の損金算入限度額が設けられています。